

たいほく法人

Vol.46

平成26年2月
(一社)大北法人会



ねずみいし

『鼠石』 松川村鼠穴

松川村に昔から語り継がれている“伝説の石”が数多くあるのをご存知でしょうか。鼠石はその中のひとつで鼠穴地区のほぼ中央、山麓線沿いにあります。

子供の手の入る程の小さな穴が開いたこの岩の伝説には、「有明山頂の金名水・銀名水を湧き出させている穴まで抜けている」また一説には、「善光寺まで通じている」と言われています。さらには、「鼠穴の主は鼠で、前の晩にこの穴に行って明日何人前の膳、椀を貸してくれと頼んでおけば、主の鼠は明朝早くに注文しただけの膳、椀をその岩の上にだしておいてくれたものだそう。しかし、一度借りた者のうちに、損じた膳、椀をそのまま詫びごととも言わずに返した者があってから、もう誰にも貸してくれぬようになってしまった。」とも言われているそうです。この鼠石から地名の鼠穴ができたという説もあるとか。

鼠石は、地区の象徴的な記念物として地元の人に親しまれ、大事に守られています。

主 な 内 容	会長あいさつ……………	2
	税務署長あいさつ……………	3
	納税表彰式……………	4
	税に関する作文……………	5
	税務署からのお知らせ……………	6
	税制改正に関する提言……………	8
	「社員のうつ病」と就業規則……………	10
	事業報告……………	11
	会員訪問……………	13
	法人会からのお知らせ……………	14



新年のご挨拶

一般社団法人大北法人会会長 吉田 良造

新年明けましておめでとう御座います。

例年になく穏やかな新春をお迎えの事と思います。

おかげ様で、25年度事業計画も会員各位、又役員の皆様のご協力のもと進行している所でございます。特に青年部の皆様には、県連青年部合同例会と青年部創立20周年記念式典を、無事盛大に開催して頂き有難う御座いました。

さて、政治も経済も少しずつ良い方向に進んでいる様に思われます。先ず2020年に東京で夏季オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。又、アベノミクス効果で景気の上昇感が大都市圏を中心に有りますが、早いうちに地方まで届いて欲しいと思います。

大北地方においても、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」が、高速性の高い道路を整備する事で地域産業及び観光の発展はもとより、さまざまな経済、又インフラ効果が生まれると思います。

自治体関係者・諸団体関係者と協力しながら一日でも早い完成開通をして欲しい所です。

法人会は、良き経営者を目指す者の団体として、納税意識の向上と企業経営及び、社会の健全な発展に貢献するという使命が有ります。

会員各位、大町税務署を始め各受託保険会社の皆様等、関係各位の御支援御協力を賜り魅力ある法人会にしたいと思います。

終わりに、今年が皆様にとって良い一年であります事を御祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

法人会オリジナルキャラクター
「けんた」

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

**e-Taxを利用して所得税の申告をする
こんなメリットが!**

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められる
ことがあります。

所得税の確定申告期間中は e-Taxが24時間利用※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」
を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ | [イータックス](#) | [検索](#)



年頭のごあいさつ

大町税務署長 小笠原 浩一

平成26年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
一般社団法人大北法人会の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

法人会の皆様には、日ごろから税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、納税道義の高揚に努め、健全な企業経営と社会の発展に貢献するという活動方針に沿い、各種研修会や講演会の実施、地域に密着した社会貢献活動等、活発な活動をされております。これもひとえに役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、社会・経済状況に加え、消費税率の引上げ、記帳義務の拡大、調査手続の法定化等の国税通則法の改正など、大きな変革期にあります。

このような状況下にあっても、私どもといたしましては、適正・公平な賦課と徴収の実現を図り、信頼される税務行政の実現に向けて、更に努力を続けて参る所存でございます。

年も改まり、まもなく平成25年分の所得税等の確定申告が始まります。

今年も引き続き納税者の皆様の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxをはじめとして、自宅等からのICTを利用した申告の一層の進展に取り組んでいるところでございます。

法人会の皆様には、すでにeTaxを積極的にご利用いただいておりますが、利便性等をあらためてPRしていただき、利用・定着に向けた一層のご支援等を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、並びに本年が皆様とご家族にとりまして、健康で幸多き年でありますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

確定申告はお早めに！

平成25年度分

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は、**3月17日(月)**まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は、**3月31日(月)**まで

国税庁ホームページ『<http://www.nta.go.jp>』をご利用ください。

「確定申告書作成コーナー」で「申告書」を作成してください！

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。また、作成したデータは、e-Tax(電子申告)または申告書のデータを印刷して郵送等で提出することができます。

『税を考える週間』事業



○納税表彰式

11月13日、JA大北会館アプロードに於いて、平成25年度納税表彰式が執り行われた。大町税務署より、納税道義の高揚に貢献されたとして、大北法人会の会長吉田良造氏、北安曇小売酒販組合理事長の茨木政通氏、池田町青色申告会の会長土橋正明氏が税務署長納税表彰を受けた。続いて中学生・高校生による「税に関する作文」の表彰が行われ、税務署長賞を受賞した3名により作文の朗読がされた。その他、20名の作文が入選し、大北法人会長賞として池田町立高瀬中学校片瀬拓さんの「僕達の税金」と大町高等学校中村志織さんの「税と私たち」が受賞された。

●高校生の「税に関する作文」

大町税務署長賞 『税とスポーツ』

長野県白馬高等学校 赤澤 あゆな

税金とは、国民が国や地方に納めているものです。この税金が、学校や公園、毎日使う道路、障がい者や高齢者の支援など、暮らしを支えるためにたくさんの場所で使われています。

そして、スポーツにも使われていることを知り、とても驚きました。スポーツのどの場面で使われているのでしょうか。それは、オリンピックでメダルをとるともらえる報奨金なのです。これは税金から出ているもので、なかには金メダルを獲得しても、その貰った報奨金を全額慈善団体へ寄付し、今では人権活動家として活躍している人もいます。

私は小学二年生からアルペンスキー競技をやっていて、いつかオリンピックに出場し、メダルをとりたいという夢があります。もしメダルをとって報奨金をいただけたら、私もユニセフや世界中の慈善団体に寄付したいです。たくさんの人々がスポーツをできるようになって、楽しさや色んなことを経験して欲しいです。これはアルペンスキーだけでなく、どの競技にもいえる事です。

私たちが、インターハイなどの全国大会に出場する際にも、市町村や都道府県から補助金として税金を使わせていただいています。私たちが大会に出場し、表彰台にのぼって、少しでも市町村の活性化に繋がって欲しいとともに、このような環境があることに感謝し、歴史ある高校、地域の方々、先輩方、そして後輩たちにも胸を張れるよう頑張りたいです。

そのために、私たちは今を大切にし、親や先生やコーチ、関係者の方々への感謝の気持ちも忘れず、日々の生活や勉強、トレーニングに全力で励んでいきたいと思っています。

将来、自分が大人になって、税金を払う立場になったら、国やスポーツをやっている人々や、私も親が障がい者なので、障がいをもつ人々やその家族のためにも国民の一人としてしっかり払い、社会に貢献できるような人間になりたいです。そして、安心して豊かな私たちの未来のためにもこれからの少子高齢化などの社会の変化に合わせ、私たち国民も税について考えていかなければならないと思います。

●中学生の「税についての作文」

大町税務署長賞 『私たちの暮らしと税』

白馬村立白馬中学校 森田 凜花

私は、今までに、『税』というものに関して、全くの無知識で生活してきた。しかし、『税』というものが私たちの暮らしにどのような影響を与えているのかを知り、今までそのことを知らなかった自分が恥しく思えた。

私のおばあちゃんは老人ホームで生活保護を受けている。おばあちゃんに会うために、老人ホームを訪れたときに、疑問に思ったことがある。「ここは誰のお金で成り立っているのだろう。」誰のおかげでおばあちゃんは毎日楽しく安全に過ごせているのだろう。そう強く思ったのだ。

その答えは、新聞である記事を読んだときに知った。その記事の題名は、「暮らしを支える税」というものだった。それは小学生向けの記事だったのだが、私は読みいってしまった。老人ホームは国民の税によって成り立っている、そのことを知ったとき私は、ふいに“感謝”の気持ちを覚えた。私のおばあちゃんが毎日楽しく安全に生活できているのは税のおかげなんだ！ととても驚き、私ももっと税について知りたい、と思った瞬間だった。

税といえば、私たちが毎日勉強をしたり、友達とおしゃべりしたりと使っている学校の校舎もあてはまるということに気がついた。他にも、私たちの生活の安全を守る消防や警察の仕事にも、税が使われていることも知った。さらには、税がこれからの日本の未来に大きくかかわっていることも分かった。少子高齢化の社会において、老後の生活や健康で文化的な社会を実現するには、税というものがとても大きいのだと実感した。

このように私たちの生活に大きく影響を与えている税について、私たちのような若者ももっと知識を持ち、関心を持つことが、これからの日本の未来を作っていく第一歩だと強く感じた。そのためにまず、自分が税について、沢山の知識を持ち、色々な人に広げていきたい、そう強く思った。

●中学生の「税についての作文」

大町税務署長賞 『身近にある税』

池田町立高瀬中学校 矢口 実奈

今、私の学校では解体工事が行われています。北の窓にも南の窓にも棒が組み立てられており、教室から外を見ると、いつもとはちがう景色が広がっています。解体工事の内容は教室内の壁がはりかえられたり、ゆかがはりかえられたりするそうです。私達が授業をしている時、ふっと外を見ると、炎天下の中で作業をしている人が見えたりします。その時にふと思ったことがありました。あの人達の給料はどこから支払われるのだろうということです。学校で全校から集金するのでしょうか。そんなことしていません。では、どこから支払われるのでしょうか。そこで税ではないかと思いました。だから父にたずねてみました。するとやっぱり「そうだよ」という答えがかえってきました。こんなに身近で税が使われているんだと知って、あらためて税の大切さを感じました。税がなかったら、これから先、ずっとあの校舎のままでした。そう考えると、警察官や消防署の人たちの給料も税からなんだと思いました。やっぱり税は必要不可欠なものなんだと思います。たまに脱税者という言葉聞きます。税を納めない人のことをいいますが、税がなければ、このような生活は送れないので、払うべきだと思います。でも私はまだ中学生です。両親にたよって生きている身なので、自分で働いたお金で税を納めたことがありません。だから、脱税者に、税を払いなさい。なんて言える立場ではないと思います。だから、私は身の周りの税に感謝するということをしていきたいと思います。例えば、教科書も税金から払われています。私は小学校のころの教科書をもうもっていません。だからといって小学校のころの勉強内容が入っているわけでもありません。前に小学校のころの問題をやったら分からないところがありました。もう少し大切にしておけばよかった。と思いました。小学生のころは税から支払われているものだと知りませんでした。だから、教科書を使うことがあたりまえのことに思っていました。すごく後悔しています。だから、これからは教科書を使う、学校で授業を受けるというあたりまえだったことに感謝して生活していきたいです。税を払う大人の人たちは、自分が生活するために働いているのに、働いて、もらったそのお金の一部を、子供のためにも出してくれています。このように私達はいろんな人の支えがあります。だから、がんばって勉強をし、感謝して生活していきたいです。

～税務署からのお知らせ～

白色申告の方の 記帳・帳簿等の保存制度について

- ▶ 個人の白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

※ これまでの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超えた方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等の保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署にお電話いただきますと自動音声でご案内いたします。自動音声にしたがって「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。

◆ 長野県と市町村からのお知らせです ◆

個人住民税の給与からの天引き（特別徴収）にご協力ください

○平成 19 年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲により、個人住民税額は増加しましたが一方で、未収金も増加しています。

○未収金が増えると、市町村や県の事業の実施や、行政サービスの維持にも影響を与えかねません。

つきましては、未収金が増加する要因のひとつである納税者の納め忘れを未然に防ぐため、給与からの天引き（特別徴収）について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 個人住民税の比較（税源移譲の影響）

平成 18 年度	H19 税源移譲	平成 24 年度
総額 1,275億円 うち未収金 87億円		総額 1,720億円(35%増加) うち未収金 99億円(14%増加)

【税源移譲の参考例】

●課税所得190万円の従業員の場合

	移譲（前）		移譲（後）	
	税率	税額	税率	税額
所得税	10%	190,000円	5%	95,000円
住民税	5%	95,000円	10%	190,000円

※納税総額は、移譲前・後とも同じです。

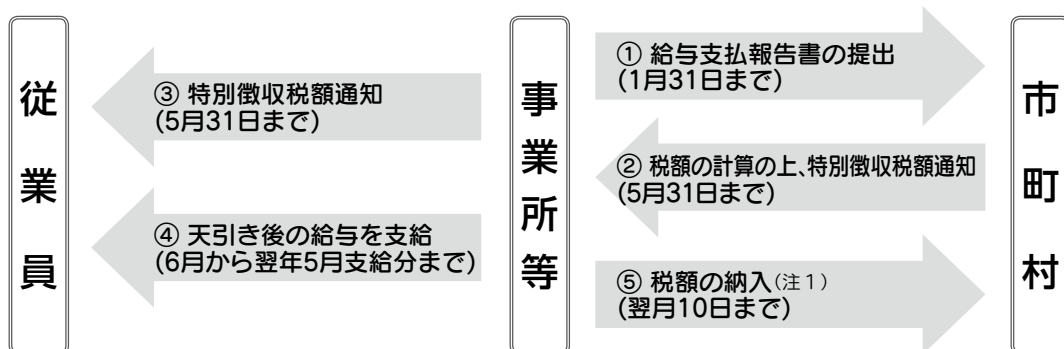
◆ 特別徴収とは・・

○事業主(給与支払者)の皆様が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税額を天引きし、従業員(納税義務者)に代わって、6月から翌年5月まで従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

◆ 従業員にとっては・・

○自分で金融機関に出向いて納税する、いわゆる「普通徴収」が通常年4回とされているのに比べて、「特別徴収」は年12回となるため、1回当りの負担額が少なくなります。
○金融機関に出向く手間もなくなり、うっかり納め忘れることがなくなります。

特別徴収の方法による納税のしくみ



(注1)従業員が常時10人未満の事業所は、年12回の納期を年2回にする特別制度があります。詳しくは各市町村にお尋ねください。

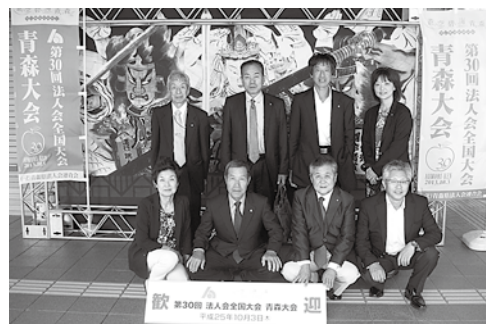
平成26年度

税制改正に関する提言

10月3日、第30回法人会全国大会が青森市リンクステーション青森で開催された。全国各地から約1900名が集い、本会からは吉田会長はじめ8名が参加した。

第1部は、(株)東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏により「これからの時代の経営とリーダーシップ」と題して記念講演会が行われた。

第2部では、「平成26年度税制改正に関する提言」の報告、青年部による租税教育活動の事例発表がされた。当会でも地方自治体に対し提言活動を実施する。平成26年度税制改正に関するスローガンと地方自治体に対する提言の重点項目を記載する。



平成26年度税制改正に関するスローガン

- まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！
- 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！
- 法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！
- 消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！
- 国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！
- 被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

◆地方自治体に対する提言の重点項目

1.行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方においても「先ず隗よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

(1)議員定数と報酬の削減

地方議会は大胆にスリム化し、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさなければならない。また、議員報酬の一層の削減を求めるとともに、行政委員会委員の報酬についても日当制を導入するなど見直すべきである。

(2)公務員の人員と人件費の削減

能力を重視した賃金体系を導入し、人件費の抑制を図る。また、地方公務員給与は、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

2.地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

(2)事業所税は固定資産税などと二重課税的な性格を有することから廃止を求める

(3)住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきでない。

行動する法人会

平成26年度税制改正に関する提言

全法連では、平成26年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省
(10月25日)



財務副大臣
愛知 治郎 氏



主税局長
田中 一穂 氏



長官 稲垣 光隆 氏
次長 藤田 利彦 氏

国税庁
表敬訪問(11月19日)

中小企業庁 (10月24日)

長官 北川 慎介 氏、事業環境部長 松永 明 氏

自民党 (予算・税制に関する政策懇談会11月6日)

財政・金融・証券団体委員長 鈴木 馨祐 氏、石田 真敏 氏、土屋 正忠 氏 他

公明党 (税制改正要望等ヒアリング11月13日)

政務調査会長 石井 啓一 氏、税制調査会長 斎藤 鉄夫 氏、上田 勇 氏

民主党 (財務金融部門税制改正要望ヒアリング10月29日)

座長 前原 誠司 氏、尾立 源幸 氏、古本 伸一郎 氏、安井 美沙子 氏、鷺尾 英一郎 氏 他

日本維新の会 (11月26日)

税制調査会長 片山 虎之助 氏

この他、みんなの党に提言書を持参するとともに、参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。

地方自治体に対する要望活動(大北法人会)

■大町市 市長 牛越 徹 氏、議会議長 小林 治男 氏 (12月 6日)

■池田町 町長 勝山 隆之氏、議会議長 立野 泰 氏 (12月16日)

■松川村 村長 平林 明人氏、議会議長 平林 寛也 氏 (12月25日)

■白馬村 村長 太田 紘熙氏、議会議長 横田 孝穂 氏 (12月18日)

■小谷村 村長 松本 久志氏、議会議長 宮澤 治男 氏 (12月10日)



会長及び各支部長、税制委員、理事、事務局がそれぞれを訪問し、提言書を手渡しました。

写真は、薄井税制委員長が牛越大町市長と小林議長へ提言する様子。

トピックス

「社員のうつ病」と就業規則

～労務トラブルから会社を守るために～

社会保険労務士・就業規則コンサルタント みずの 水野 まさや 誠也



「小さな会社に『うつ病』なんて無縁だ」とお考えの経営者は多いのではないのでしょうか。社員のうつ病は一個人の健康問題にとどまらず、品質やサービスの低下を招くなど、会社全体そしてお客様にまで影響を及ぼします。だからこそ、企業の規模を問わず、十分な事前の対策が必要となってくるわけです。

ここでは、社員がうつ病を患ったケースを念頭に、休職と復職に係る労務トラブルを防止するための就業規則上のポイントについて触れてゆきたいと思います。

■欠勤と休職を定義する

うつ病を発症した社員は、長期の療養が必要となる場合がほとんどです。「欠勤が〇日を超える場合は休職を命ずる」といった定めを設け、欠勤と休職を明確に定義づけることは後のトラブルを防止するために必要です。

■休職期間の上限を明確にする

人的資源が限られている小さな会社では、一人の社員が欠勤や休職をすると他の社員への負担が大きくなります。休職中も社会保険料等の経済的負担は発生しますので、休職期間に一定の上限を設けることが必要になります。考え方にもよりますが、中小企業では長くても4～6カ月程度が妥当な期間です。

■復職を認める基準を明確にする

病気が完治せずに復職した場合、再び病気が悪化して休職してしまう場合があります。再休職を防ぐためにも、十分に体調を戻してから復職させたいものです。「従来の業務を罹病する前と同様に通常業務遂行できる程度に回復すること」等、具体的な復職基準を定めておくことが望ましいでしょう。

■断続的休職の対策を考える

断続的に休職と復職を繰り返す場合、復職前後の休職をひとつの休職とみなす定めを設けなければ、際限なく休職と復職を繰り返すことが可能になってしまいます。「復職後〇ヶ月以内に同一傷病により再度休職した場合は、前後の休職期間は同一休職とみなす」など、断続的な休職を意識した定めが必要です。

■自然退職規定を設ける

高度な合理的理由が存在しなければ、私傷病を理由に病気の社員を解雇することはできません。しかし、規定した休職期間を経過しても復職できないときは、就業規則上の定めがあれば「自然退職」とすることができます。やむを得ず雇用を終了させる場合を想定して、「休職期間が満了したときは、自然退職とする」の一文は設けておくべきです。

労務のトラブルから会社を守るためには、しっかりと対策された就業規則を持つことに尽きます。労働法上では常時9人以下の社員を雇用する使用者には就業規則の作成義務はありません。しかしながら、労務管理上のトラブルやリスクから経営者を守るという視点からは、小さな会社だからこそ就業規則が必要であるといえます。

トラブルは突然発生します。平時にこそ就業規則の見直しや作成等を検討したいものです。

事業報告

■租税教育活動実施

9月26日、青年部は白馬村立白馬北小学校6年生児童58名(2クラス)に対して租税教育の授業を行った。事前学習を済ませていたという児童からは、消費税の増税に対する質問など活発に意見が出された。



■全国青年の集い参加

11月7日～8日、全国青年の集い(広島大会)に太田部長他1名で参加した。今回は関東信越国税局管内を代表して長野法人会が租税教育活動の発表を行った。11単位会の活発な事業の発表を傍聴し、当会の租税教育活動に良い刺激を受けた。



■青年部創立20周年記念式典及び県連「青年部合同例会」開催

10月18日、黒部観光ホテルに於いて大町税務署長をはじめとする御来賓や歴代青年部役員また県内各地から青年部員総勢約80名のご参列の下、当会青年部20周年記念式典が挙行された。式典に先立ち、青年部員作成による『20年のあゆみ』DVDを上映し20年を振り返った。

式典後開催された合同例会では、元五輪金メダリストの荻原健司氏により「スポーツ選手の人材育成 ソチ五輪に向けて」と題して講演会が開催され、トップアスリートのお話を興味深く拝聴した。その後の懇親会では、各単位会の名産品の紹介と抽選を行う等親睦を深めた。



その後の懇親会では、各単位会の名産品の紹介と抽選を行う等親睦を深めた。

■視察研修旅行開催

11月15日～16日研修委員会主管による視察研修旅行が開催された。今回は東京スカイツリーの見学と横須賀軍港をめぐる旅として15名が参加した。1日目はあいにくの曇り空の中、浅草寺散策後スカイツリーに向かった。エレベーターに乗るとあっという間に350mの展望デッキへ、更にエレベーターに乗り最高到達点451.2mのフロア展望回廊まで登った。

翌日は快晴となり記念鑑「三笠」を観覧し、横須賀港のアメリカ海軍や海上自衛隊の艦船が間近で見られるクルージングへ出発した。色んな役目を担う艦船があったが、見られる事が珍しいという潜水艦は威容な雰囲気漂わせ迫力があつた。



■県連「女性部合同例会」参加

10月23日、中野市のアップルシティなかのに於いて開催された合同例会に伊藤女性部長他3名で参加した。講演会は堀井正子氏による「高倉健の五代前のおばあさま、ぐるり信州歩き旅」と題して行われ、その後の懇親会では沼田秀美さんによる歌声コンサートを聴きながら地元産食材をふんだんに使った料理を堪能した。



■講演会開催:大町支部(経営者協議会共催)

11月13日、大町支部は大町市経営者協議会との共催による講演会を開催した。『銀座のママに学ぶ人間力、ビジネス力』と題し現役銀座のクラブママである白坂亜紀氏をお迎えし、競争の激しい東京の銀座で一流のママであり続けるための秘策からビジネスのヒントに繋がる銀座流のおもてなしを学んだ。



地域社会貢献事業

◆青年部・女性部『綿の布』活動

12月12日、伊藤女性部長と太田青年部長は、特別養護老人ホーム白嶺（白馬村）老人保健施設虹の家（大町市）福祉プラザゆうあい館（松川村）を訪問し、会員企業から集めた綿の布とティッシュペーパー・マスクを寄贈した。綿の布は、すぐに使えるようにと女性部役員が使いやすい大きさに加工してある。平成15年から行っているこの活動は、地域の社会福祉向上のため少しでも役に立つことができるようにと継続して行っている。



◆池田支部

6月7日、池田支部（中山久幸支部長）は、池田町の「花とハーブの池田町」をコンセプトにした町づくりに協賛し、ラベンダーの植栽を行った。あいにくの雨の中、支部の役員が2箇所に分かれて作業に取り組んだ。この事業は平成15年から継続して行われていて、コンクリート製の大型プランターを設置するなど、町中にラベンダーが咲いている『ハーブの香る町づくり』に貢献している。



◆大町支部

12月6日、大町支部（薄井朋介支部長）は、大町市社会福祉協議会へ不足して困っているという物品の寄贈を行った。

地域の福祉に役立てて頂くため、社会福祉協議会からの申し出により、洗濯機をデイサービスみさか（八坂）、ポータブルCDをデイサービスひなたぼっこ（白塩町）、スチール台車をすずらん作業所（福祉センター内）計10万円相当を贈った。



◆白馬支部

12月25日、白馬支部（太田勝支部長）は、観光地景観向上を目的に白馬村ジャンプ競技場にレンゲツツジ60本の植栽を行った。

平成21年度から継続して行われ計370本のレンゲツツジを植栽している。春にはオレンジ色の花が咲き、地元住民や観光客の目を楽しませている。



会員増強事業

＊ ＊ ＊ 新会員のご紹介 ご入会ありがとうございます ＊ ＊ ＊

支部	法人名	所在地	業種
大町	割烹 だるま	大町市大町 1125	飲食業
白馬	しろうま会計事務所	白馬村神城 24211	税理士
池田	株式会社 山風舎	池田町会染 9004-9	建築・ストーブ販売業
池田	日本郵便㈱会染郵便局	池田町会染 6774-1	郵便局
池田	日本郵便㈱池田郵便局	池田町池田 4379-2	郵便局
池田	有限会社 幸和	池田町会染 1079-29	サービス業
池田	有限会社あずみの舎	池田町会染 11017-5	不動産業

平成25年9月1日～1月31日まで

会員企業訪問



株式会社 井内工務店 (大町市)

今回は、躯体工事の根幹である型枠工事の専門業者を営む、株式会社 井内工務店様を訪問しお話を伺いました。

■御社の概要を教えてください。

創業は昭和 43 年 5 月、今年で 46 年を迎える業界の老舗です。会社の理念は「技術・迅速・丁寧」の 3 点に加え、「安全最優先」を唱え、人間重視の経営を「人づくり、物づくり」を大切な基盤として取り込んでおります。

■どのような作品がございますか。

今までに数多くの作品を残しておりますが、主たる物件は、県内では、①長野市立博物館 ②長野市南長野運動公園総合競技場 ③信州高遠美術館。これらは、今後もしかしたら、再現できないかもしれない程の優美な姿を今でも残しております。現在では、この安曇野地域では、大町岳陽高校の新校舎に携わっています。思い返せば、どれをとっても胸にじんわりとくる作品ばかりです。

■型枠工事の難しところはどんなところですか。

型枠工事は何もない空間に型を創りあげていく、設計図から読み取った施工図に我々は 3 次元の空間を単なる図面から型に変えていく。そして技術を研ぎ匠の世界へ入っていく。誰もができる技術ではないことに自負しながらも、難解な仕事であることには間違いない。

■建設業の現状と今後の課題等お聞かせください。

建設業はその昔、世の中の中心であり、産業の要であった。しかし、バブル崩壊は過去のこととしても、ピーク時 (1997 年) に 685 万いた就業者は総務省の労働力調査で 2013 年 (平成 25 年) に 500 万人割れとなり、現場を担う技術工は約 30% も減少した。課題は多く抱えてはいるものの、今になって政府が人材の確保を求め、慌てふためくも、いささか遅すぎた懸念もある。

その昔、「職人」という世界に職を求めた、「金の卵」と称された方々はとても優秀であり、忍耐強かったこと明らかである。しかし、今はどうでしょうか。

人手不足と、言うてすぐ育つ技術でないことに、この 20 年余り先の見えないジレンマだけが、先行してきた。バブル崩壊後から今に至っては失われたものづくりに、日本全体として残念な結果に至っているかと感じられる。建設業の不安定な受注環境はやはり、企業としての経営方針、樹立は至難の業といえる。

「法人会」の今回、会員訪問の場において、私からのメッセージは、今結果だけの判断で進めていく会より、何かしら、育てていくための足掛りの組織へと希望したいところです。

我社としては、常に問題意識を持ち、新たなるテーマを掲げ、変化ばかりの業界に対応しなければならぬ中、努力して結果を得られる「ものづくり」へと、地域に密着した大切な基盤づくりを残していきたい。

優しい笑顔で語ってくださる井内社長さんですが、その瞳からは「ものづくり」に対する熱い思いが伝わってきました。お忙しい中、貴重なお話をお聞かせ頂きありがとうございました。



株式会社 井内工務店：常盤事業所

所在地	〒398-0002	大町市大町4802 番地6
代表者名	代表取締役	井内 猛男

法人会からのお知らせ

●春の女性セミナー開催のご案内

- ◆日程：平成 26 年 3 月 3 日(月) 午前 10 時 30 分より
- ◆会場：くろよんロイヤルホテル
- ◆内容：税務研修会
- ◆申込：大北法人会事務局（TEL.0261-22-3493）へ2月26日までにお申込みください。

●新設法人説明会のご案内

- ◆日程：平成 26 年 3 月 19 日(水) 午後 1 時 30 分より
- ◆会場：大町市中心市街地多目的ホール（大町商工会館内）
- ◆内容：法人税・源泉所得税・消費税等会社に関係する税金の基本的な仕組みについて
- * 申込は不要ですので直接会場へお越しください。各種資料を差し上げます。

●第2回 通常総会開催予定のご案内

- ◆日時：平成 26 年 5 月 27 日(火) ◆会場：緑翠亭 景水（大町温泉郷）

●大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www9.ocn.ne.jp/~taihoku/>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員の方は 250 タイトル以上のセミナーが無料で受講できます。

会員の ID・パスワードは、事務局へお問い合わせください。

●会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。
法人企業の他、個人事業主様もご加入頂けるようになりました。法人会事業にご協力頂ける方
のご加入をお願い致します。

謹賀新年

大同生命は「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員のみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申し上げます。

DJIDO 大同生命

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829



事務局日誌

平成25年9月

- 4 日 青年部全員集会 多目的ホール
- 5 日 広報委員会 商工会館小会議室
- 7 日 会員親睦ゴルフ大会 安曇野CC
- 9 日 県連「青年部連絡協議会」 佐久市
- 10日 県連「厚生委員会」 松本市
- 11日 県連「女子職員研修」軽井沢
- 13日 青年部記念事業実行(委) 事務局
- 17日 租税教育担当者研修会 合庁
- 19日 組織委員会 多目的ホール
- 20日 広報誌「たいほく法人」第45号発行
- 24日 青年部記念事業実行(委) 多目的ホール
- 25日 県連「女性部連絡協議会」 飯田市
- 26日 租税教室(青年部)白馬北小学校

平成25年11月

- 7～8日 全国青年の集い(広島)
- 11日 「税を考える週間」事業 大町税務署
女性部「税務署幹部との懇談会」
- 13日 大町税務署納税表彰式
JA大北農協会館「アプロード」
- 15～16日 視察研修旅行 東京
- 15日 年末調整説明会 白馬村役場
- 19日 年末調整説明会 サンアルプス大町
- 20日 年末調整説明会 池田町公民館
- 21日 総務委員会 事務局
- 26日 中間監査 事務局
- 26日 理事会及び
大型保障制度推進協議会 多目的ホール

平成25年10月

- 3 日 法人会全国大会 青森市
- 5 日 大町商議所60周年式典黒部観光ホテル
- 8 日 青年部記念事業実行(委)黒部観光H
- 9 日 決算説明会 商工会館大会議室
- 16日 「税に関する作文」選考会 大町税務署
- 18日 青年部創立20周年記念式典および
県連「青年部合同例会」黒部観光ホテル
- 19日 県内青年部親睦ゴルフ大会 安曇野CC
- 21日 県連「税制委員会」 松本市
- 23日 県連「女性部合同例会」 中野市
- 24日 女性部親睦研修旅行 北信地方

平成25年12月

- 4 日 女性部社会貢献事業「綿の布」加工作業
- 12日 女性部・青年部社会貢献事業
「綿の布」寄贈・・・
特別養護老人ホーム白嶺(白馬村)
老人保健施設虹の家(大町市)
福祉プラザゆうあい館(松川村)
- 17日 県連「事務局長会議」 メトロポリタン長野

平成26年1月

- 7 日 正副会長会議
- 28日 女性部役員会
- 29日 決算説明会 商工会館大会議室

迎春

私どもAIU損害保険株式会社は
法人会 福利厚生制度の『ビジネスガード』シリーズを通じて
会員企業の皆様にリスクソリューションを通じたサポートを
お届けしてまいります。
本年も何卒ご愛顧の程 宜しくお願い申し上げます。



AIU損害保険株式会社 松本支店
長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7F
TEL 0263-35-1933



謹んで新年の御祝詞を 申し上げます

アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数 No.1

※平成24年版「インシュアランス生命保険統計号」より

青いダック



生きるための
がん保険 Days

ブラックスワン
アフラックダック



NEW
ちゃんと応える
医療保険
EVER

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に
安心をお届けしてまいります。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます

〈引受保険会社〉

Affac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

長野支社

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7新正和ビル4階
TEL.026-226-9542

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間 /9:00~17:00 (土日祝日除く)